

議長／おはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 107 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。  
審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

猪村一般会計決算審査特別委員長

猪村一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和 2 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定については、令和 2 年 11 月 4 日から 6 日までの 3 日間にわたり、歳入・歳出ともに多くの質疑がなされ、慎重かつ丁寧に審査をいたしたところでございます。

審査の過程において、審査に対する各委員の意見を、次のとおり集約いたしました。

第 1. 審査の経緯を踏まえ、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研究を重ねられ、かつ、補助事業、委託事業等については、より一層の透明性及び平等性をもって、効果的な執行をされたい。

第 2. さらに自主財源の確保に努められるとともに、使用料・手数料に関する基準に沿った公平・公正な見直しを図られたい。

第 3. 目まぐるしく変化する社会情勢や激甚化する自然災害など、多くの課題に対応すべく、柔軟かつ迅速な予算執行が可能となるよう、補助金や交付金を活用した財源の確保に努められたい。

第 4. 物品発注、業務委託、工事等については、地元優先を考慮されたい。

第 5. 審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。

以上、5 点を述べ、講評といたしたところでございます。

審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

議長／特別委員長に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

これより討論、採決を行います。

第 79 号議案に対する討論を求めます。

20 番江原議員

江原議員／令和元年度武雄市一般質問歳入歳出決算の認定に反対の討論を申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入総額 266 億 6,153 万 1,497 円、一般会計歳出総額 255 億 4,293 万 9,926 円であります。

この決算は、市民の福祉増進のために自治体の役割が発揮されたと考えます。

特に令和元年、8 月 27、28 日の九州北部豪雨での、武雄市での甚大な災害対応は自治体としての役割が求められました。

決算の中で幾つかの点で問題ありとして、申し上げたいと思います。

1 つは、10 月から幼児教育無償化の制度が導入されましたが、副食費の徴集は看過できません。

2 つ目は、図書館委託料 1 億 7,642 万円の指定管理料支出金は\*\*\*元に戻すべきであります。

3 つ目に、花まる学校の取組事業 1,770 万 5,633 円の支出は中止すべきです。

特に保護者負担、印刷代としての 217 万 4,000 円は直ちに中止すべきです。

4 つ目に、新幹線建設事業負担金 9,440 万円。

地方交付税で 45%戻るからとの賛成の理由ですが、つまりは国民の税金です。

マスコミの報道にもあらわれているように、無駄な大型事業は中止すべきであります。

5 点目に、ふるさと納税業務委託料への 3,637 万 6,190 円、これは委託ではなく市職員体制でやるわけではありませんか。

多額の委託料支出に反対であります。

以上を指摘し、求めて、決算認定に反対の討論といたします。

議長／6 番吉原議員

吉原議員／おはようございます。

第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、江原議員より、図書館等の 5 点に対する反対の討論がございましたが、どれも事業や事業の一部に対する反対であり、決算審査において事業の賛否を問うものではありません。

慎重に審査をした結果、適正かつ効果的な予算執行が行われており、何ら問題、疑うところはなく、委員長報告のとおり認定すべきものです。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより討論、採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 79 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 2. 第 71 号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定についてから日程第 10.

第 85 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

池田特別会計等決算審査特別委員長

池田特別会計等決算審査特別委員長／おはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和 2 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 71 号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 72 号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 73 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計決算認定について、第 80 号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 81 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 82 号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 83 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 84 号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 85 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 9 件につきましては、令和 2 年 11 月 9 日から 11 日までの 3 日間にわたり、慎重に審査いたしました。

審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しました。

全体的なものとして、事業の推進に当たっては、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、価格等に問題がなければ地元業者を優先されたい。

財政については、企業債等、有利な借り換えを積極的に進められ、あわせて効率的な基金運用を図られたい。

デジタル化の推進に向け、システム障害等不測の事態への対応を強化するとともに、個人情報の保護等セキュリティの強化に努められたい。

個別には第 71 号議案 水道事業会計については、武雄市において適切な給水環境の維持を図るため、西部広域水道企業団への要望等に努められたい。

第 72 号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第 73 号議案 下水道事業会計については、下水道への接続率向上に向けた P R 等にさらに努められたい。

公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業の各事業を検証し、効率的な運営に鋭意努力されたい。

第 80 号議案 国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、今後も健全な運営に努められたい。

予防医療の実施、特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の使用推奨など、医療費削減策に努められたい。

健康維持増進に向け、さらなる努力を図り、各事業の個別及び総合的視点での事業推進に努められたい。

第 81 号議案 後期高齢者医療特別会計については、被保険者の増加を踏まえ、健全な運営に鋭意努力されたい。

ジェネリック医薬品等の P R 等に鋭意努力されたい。

第 83 号議案 競輪事業特別会計については、施設機能を最大限活用し、広報・イベント等にさらに力を入れながら、来場者及び売上げの増に努められたい。

利用者の状況の変化に対応しながら、効果的な運営に努め、地域経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第 84 号議案 給湯事業特別会計については、今後も適切な事業運営に努められたい。

第 85 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、事業の早期完了に向け、鋭意努力されたい。

企業誘致の推進、雇用の確保・拡大に努められたい。

このように申し述べ、講評としたところでございます。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 71 号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第 72 号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 73 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 73 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第 80 号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第 81 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんね。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 81 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 82 号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 82 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 83 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 83 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 84 号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 85 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。



> 「異議なし」の声

異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 11. 第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例を議題といたします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

20 番江原議員

江原議員／第 1 に、この議案を提案するために想定されている、既に対象の事業所が想定されているのかどうか、1 点。

2 つ目に、実施されたら奨励金が総額及びそれぞれがどのように、5 点項目がありますが、どのようになるのか、想定される金額お示しいただきたいと思います。

お願いします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／おはようございます。

2 点でございます。

まず 1 点でございます。

既に対象の事業所が想定されているかという質問に対してでございますが、現時点では私どものほうも想定はしておりません。

2 点目でございます。

実施された場合の奨励金等についてでございますが、この奨励の中身につきましては、新設、増設、改修、またその整備内容を規模によって各事業により異なるために、その奨励金の例という形でお示しをすることはできかねます。

議長／20 番江原議員

江原議員／それでは、この議案の上程する以上、どういうことを想定されて、どのくらいの費用が、予算がいるのか、そういうことを検討していないんですか。

それが 1 点。

もう一点、新聞でも報道されましたけど、既存の休眠状態の施設あるいはホテル建設が予定されている用地もあると、こういう指摘があるんですよ。

この改正条例が、今まで固定資産税に関する奨励の項目だけでしたけれど、今回新たに大幅な、新聞でも大幅な改正という捉え方で報道されております。

ですから、当然、そういうものを勘案しながら提案されているかと思うんですので、想定したその資料等についてお示しいただきたい。

2点。

3点目、以前、こういうホテル建設を想定して市の市有地を売却しました。

平成27年、約2億数千万、まさに一等地です。

新幹線開業を想定するという事ならば、明らかに7年間その施設用地がある意味では手つかずでした。

なぜなのか、それは疑問が起こります。

そして、今回新たにこういう特典が示されて、もう紛れもなく特定の企業への事業ではないかと考えざるを得ないんですが、その3点目の指摘に対していかがでしょう。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、この条例を出すに至りましては、前回の9月議会のおりにも市長のほうから答弁をいたしております新幹線西九州ルートの開業を見据えたところで、宿泊施設等も入港上(?)、利便性向上を図るために、早急に条例改正を行うということでしたこととございます。

今回、この目標としておりますが、現状、市内の宿泊規模につきましては、宿泊施設全部で2,763人、578室の収容がございます。

最盛期でした頃の平成17年の2,254人、723室、約2割の増を目指したいという目標の下でございます。

また、3点目の特定の事業者への想定があるのではないかとございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたようにございません。

議長／20番江原議員

江原議員／そうした、最後言いましたけども平成27年、この当時想定されている宿泊施設も報道されました。

ですから、もう7年間隔が空いているその用地を売却して、想定されている施設がなかなか建たない。

それはある意味では、目的外というか目的に、当時のことを考えますと、明らかにおかしいですよ。

今度は、今回こういう条例ができて、明らかに想定して 10 億円の規模の施設ができたとして、数億円のこの 5 点にわたっての奨励金が加味されるわけですから、\*\*\*ある意味では濡れ手に粟、厳しい言葉ですけど、なぜできなかったかなというふうに思います。

最後にですけど、この資料を出してください。

10 億円、20 億円の施設を造ったときに、従業員が最低 1 人当たり 50 万円でしたよね、雇用、50 万円です。

これ、20 人あるいは 50 人規模で採用した場合を想定して、5 項目にわたる奨励金制度の合算の計画した想定される奨励金は幾らになるのか。

10 億円、20 億円の施設建設、そして、従業員が 20 人、50 人想定された場合に、5 項目での奨励金総額の金額を、後日でいいですから出していただきたい。

待っております。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／資料の提出でございますが、まず、先ほど議員が言われました(?) 10 億円、20 億円の建設に伴うものということでございますが、新設に伴う分につきましては、固定資産税の減免、免除でございますので、整備費がそのまま換算の基礎にはなりませんので、固定資産税につきましては 10 億円、20 億円になっても各施設によってこの税額が異なりますので、この金額を私どもとしては試算することは現時点ではできません。

それ以外の改修等の奨励金につきましては、先ほど言われた金額での想定につきましては、こちらのほうで計算をいたしまして議長の許可をいただいて提出いたします。

議長／質疑通告がっておりますので、12 番池田議員

池田議員／同じくこの条例の、93 号議案ですね、武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例に対して、お尋ねをいたします。

まず、これ制定をされる背景と目的ですね。

そして、いろんな関係する団体等もあります。

これの制定に当たって、ある協議会とかそういうところに諮問をされて、これ中身を吟味されてこれを上程されてこられたのか、また、先ほど申しました関係する団体との協議や調整、その辺りをどのようにされたのか。

それと、影響を受ける団体等もあると思うんですよ。

そういう各種団体から、例えば要望等を出されているのか。

あと、最後に施設を新築された場合、施設は建てた、運営は違う会社がする。

そういう場合は施設を貸すことになるから、運営が別会社だったり、賃貸の扱いになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺に当たってはどのようになっているのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／4点の御質問ということでよろしいでしょうか。

まず1点目でございます。

制定された背景と目的でございます。

先ほどの答弁と重複するところがございますが、まず、これにつきましては、令和4年秋に新幹線西九州ルート開業及び開業後を見据えて宿泊施設の魅力向上、利便性向上、機能向上を図り、ひいては本市の観光ブランドの向上につなげることを目的としております。

この経過につきましては、まず、先ほども申し上げましたが、前回の9月議会におきまして市長のほうより、この旅館業(?)についても企業誘致等にある条例と同等のものをつくって先ほどの目的を達成したいというふうな答弁をしたところでございますが、それを受けて、私どもは早急にこの制度をつくってきたところでございます。

関係する団体との協議でございます。先ほどのようなことから、私どもといたしましては、企業誘致条例を参考にいたしましてこの条例案を作成したところで、事前に関係団体との協議は行っておりません。

また、要望等でございますが、武雄市の商工会議所様及び観光商工会議様のほうから、宿泊施設等の企業誘致及び向上に関する要望書等についても出されております。

いわゆる新幹線開業に向けての宿泊施設等の手入れをしていただきたいとの旨の要望はいただいているところでございます。

最後です。

奨励につきましては、あくまで対象となりますのは施設の所有者であります。

運営者ではなく、施設の所有者というところで条件をつけております。

議長／12番池田議員

池田議員／これは新設される方にとりか、企業誘致、新しく来る企業とかに照らし合わせて、今回、魅力向上と言うことでされたんですが、これまで既存の方々も、魅力向上に向けてやられてこられたと思うんですよ。

新幹線開業に向けて、その前でも、高架事業にあわせたときとかから、今度の開業に向けても、魅力向上に向けては十分独自でやってこられたと思うんですよ。

だから、既存の部分、これは新設だから新設の条例について、ここだけのってくるんですけ

ど、だからそういうところと協議が必要だと思うんですが。

あと、施設設置者に対して補助をすると。

しかし施設設置はするけど、では、運営のほうは、従業員は運営会社のほうが雇っていく。施設自体の水道料何とかは運営会社のほうが、施設設置者のほうが水道料を払ったり何たり（？）しないと思うんですよ。

その辺の区分けはどうなっているのか。

それと、先ほどの要望書等を出されたということですが、その要望書の中身が分かれば、また、市にだけ出されているのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／回答が重複しますが、あくまでも奨励措置の対象となるのは所有者ということでございますので、運営者のほうではございません。

それともう一つ、先ほど申し上げました要望書の中身でございますが、新幹線西九州ルートの開業を控え、武雄市内の観光業を主とする地域経済としての起爆剤と捉えているところであり、観光地の武雄温泉の宿泊機能の維持向上等の課題が認識しているというところで、ぜひとも、この宿泊観光地としてのブランド向上に対して御支援をいただきたい旨の要望でございます。

議長／12 番池田議員

池田議員／設置者ですね、施設を設置する方を対象としたと、対象としている、そこは分かっているんですよ。

だから、運営会社が違った場合に、この条例が適用されていく。(?)

例えば設置者にだけ適用するわけでしょ、適用になるわけでしょう。

運営会社じゃないということですよ。

じゃあ、運営会社に対して従業員の雇用、水道料、設備に対しては、設備に対する固定資産がかかりますよね。

その辺についてはどうなるんですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／回答が重複して申し訳ございません。

先ほど来、申し上げていますとおり、現在、想定しているところでは、所有者への奨励とい

うことでございます。

議長／12 番池田議員

池田議員／先ほどの要望書ですね、先ほど市に提出された要望書、この条例に関係あるのかわからないのか、その辺を精査していただきたいのと、議会の方にもこの要望書を提出されていると思うんですよね。

これは議員に配付して議論の資料として扱うべきものなのかどうなのか、議会にも出されていると思うんですよ。

そこについて議長の見解をお願いします。

議長／答えは言わんで、後でいいですか。

18 番牟田議員

牟田議員／池田議員さんの質問、大変いい質問だと思います。

やっぱりその答弁ですが、議事進行とは何かと。

議事の進行に障害があったときに出すと、自分の質問においてそれが出ていないとか、\*\*  
\*自分の質問の範囲内で質問しなきゃいけない。

ですから、こういうのを軽々に判断すると、質問の 4 回目、5 回目、6 回目になりかねません。

本当にいい質問だとは思いますが、そういうのをきちんと鑑みて判断されていただきたいと思います。

議長／ただいまの 12 番池田議員の質問については、後ほど精査して報告をいたします。

それでよろしいですか。

14 番宮本議員

その前に、言っておきますけども、これ再三にわたって質疑通告を出してくださいと言うことで執行部から出ていますけども、出てないですよ。

意識して出さないのか、それとも。

宮本議員／出すようになっていません。

議長／なってないですけど、執行部からちゃんと言っていますので、その点について気をつけてやってください。

宮本議員／でも、ルール違反ではありませんので。  
今までもそれでやってきておりますので、何十年と。  
したら、質疑に入ります。

第1点目です。

第1点目が、宿泊施設の拡大ということで、企業誘致と同じ扱いをするということで、普通、企業誘致の場合にはバッティングはないですよ。

結局、武雄の業者がそれによって困るということはないわけなんですよ。

その辺がちょっと違うところで、まずは第1点目、今の宿泊施設で足りないのか、そして、新幹線が来たら今のキャパでは対応ができないのかについて一つ、お尋ねします。

第2点目は、奨励の対象となるべき宿泊施設を営業の用に供しているということで、結局、20人ということで、部屋は大した数は要らないですよ、4人ぐらいだったらですね。

そのほかに、結婚式場、下のテナントですね、いろいろ会議室、いろいろこう、宿泊施設は、宿泊は少ないですけども、ビル自体は総合インテリジェントビルみたいになっている場合の、これが宿泊施設の営業の用というのがどこまで当たるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

次は、ちょっとこれは事務的なことですけども、この2条に宿泊施設等と書いてあるのを、以下は宿泊施設と言うと書いてあるんですけども、その下も宿泊施設等と書いてあるから、ちょっと、そして、最後のところの(7)条には、これは宿泊施設ですね。

そういうことですよ、書いているのに、また書いていると。

すみません。

それと、操業支援補助金の交付ということで、何か報道では電気代とかガス代も充てられるということで、一般の方から、水道代、ガス代に充てられるって、そがんといかんやろうもんというふうな格好で言われたんですけども、そこの規定についてはどういうふうにお考えかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、この宿泊条例でございます。

議員のほうから、企業立地条例と同じものということがありましたけれども、あくまでも同等のものということで、全く同じものではありません。

キャパ対応の件でございます、これにつきまして、足らなくなったということではなくて、先ほど江原議員のときにも答弁いたしましたけれども、私どもとしましては、平成17年度の宿泊施設の規模までの収容人員に持っていきたいという目標の下、今の宿泊施設の部屋数、収容人員を2割増をしたいということで、今回、つくっております。

宿泊施設以外の分についてということで、そこもその対象になるのかということでございます。

新規のものにつきましては、基本的には全て、いわゆるそれに付随している施設等も対象にはなりますが、基本的にはなりません。

ただ、整備計画等の内容を見て、その内容、細かい内容については判断をしたいというふうに考えております。

それと、操業支援の内容でございます。

先ほど、議員が御指摘されましたように、上下水道の使用料、電気・ガス使用料、給湯使用料などを想定しております。

議長／14 番宮本議員

宮本議員／宿泊施設（？）を想定するのでっていうですよ、そのもともとの根拠が、新幹線が来たら2割お客さんが増えるという計算をしてあるんですかということと、その水道料とかガス代とか、それについては上限があるんですかね。

よく分からないんですけども、上限があるのか、半分なのか、その辺についてお聞きしますということと、結婚式場とか、そういうのは個々（？）に見てって、個々（？）に見てって言うて、それが個々（？）に見て誰が判断するんですかね。

その3点、\*\*\*します。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、1点目でございます、2割の増加を見込んでいるということではなく、少なくとも、もともと武雄市にありました宿泊施設以上を目標にしたいということで、最低、一番多かった時期の2割以上はまた元に戻しておきたいということでの1つの目標でございます。

操業支援の上限でございますが、これにつきましては、上限が営業開始後3年間分の補助ということで、トータル、上限は5,000万ということでございます。

それと、すみません、もう1点、先ほど申し上げました、基本的には全ての施設が対象になりますけども、最終的には整備計画という形を出してもらいますので、その中身はこちらのほうで確認をさせていただいて、基本的には全部を見るという形ですが、市（？）のほうでの判断でございます。

議長／ほかにございませぬか。



> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 94 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 94 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 95 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 95 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 96 号議案 武雄市キャンプ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 96 号議案に対する質疑を開始いたします。

14 番宮本議員

宮本議員／このキャンプ施設というのをはっきりさせるということで、区画で今度は貸すということになると思うんですけども、この区画には、ちょっと実際、昔しか(?)行ったことないとですけども、車をその区画に入れるっていうことも一応、テントを立てるっていうことと同意義になるのかについてお聞きします。

議長／永尾こども教育部理事

永尾こども教育部理事／おはようございます。

ただいまの議員の御質問ですが、車を区画に入れるというのは想定しておりません。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 97 号議案 武雄市乳待公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 97 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 16. 第 98 号議案 武雄市コミュニティー百堂設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第 98 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番宮本議員

宮本議員／コミュニティー百堂というのは、何か北方の北部にあるということですけども。

／議事進行。

宮本議員／北方の百堂についてですけれども、何か元の校舎を利用したということだったんですけども、その辺について今後、廃止に伴って問題がないのかお聞きします。

議長／宮本議員、福祉文教常任委員会ですので、その点についてはちゃんと考慮をして質問していただきたいと思います。

宮本議員／分かりました。

これ、総務じゃなかとですか。

／議事進行。

議長／15 番松尾初秋議員

／\*\*\*。

議長／消してください。

松尾初秋議員／

今、議長もちよっと（？）おっしゃったですけどね、委員会に所属している質疑は委員会で聞いてもらわんぎですよ、いかんと思うんですけどね。

そこ徹底して（？）ください。

議長諮ってくださいよ。

議事進行です。

議長／ただいまの松尾初秋議員の議事進行について、先ほど申しましたとおり、委員会で質疑を行っていただき、ちゃんと精査をしていただきたいと思います。

それでよろしいですか。

／はい。

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第 99 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

20 番江原議員

江原議員／いろいろ議論、いろいろ進行がありますけども、質疑通告は、私は数字を出してほしいから質疑通告しているんですよ。

でも、なかなか数字が出てきませんでした、今回。

そのことを前段にちょっと申し上げたいんですけども、以上ですが、本題の 99 号です。勤労者福祉会館の設置目的は、勤労者の福祉の向上を図るため設置されているんですよ。

今回、廃止と、突然廃止という意味では、関係者はたまげられております。

そんな、むちゃくちゃだと。

そういう意味では、施設入所や利用者団体等についての説明責任があると思うんですが、説明責任はどのようになっているんでしょうか、市長。

2 点目に、私は、廃止じゃなくて、委員会でも十分な審議、そのために継続審議にすべきだと、所属していませんが、私は。

だから、そういう意味では、やっぱり議会としても慎重な審議をやるべきだと思いますので、それと同時に、議案勉強会の中で継続性のことを言われましたけども、どのようにしようとしているのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず 1 点目の質問でございます。

利用者等への説明ということでございます。

まず、この施設を通年的にお借りされているところがシルバー人材センターさんと連合南部地協（？）さんという 2 つの団体がございます。

入居というふうに議員おっしゃられておりましたけども、両団体とも賃貸契約を結んでいるものではなくて、年間を通しての借用申請ということで、毎年年間を通しての借用の申請を出されて、それに対しての許可を出しているということでございます。

まずこの 2 者に対しましては、9 月 28 日にアセットマネジメント計画の中で今年度をもって閉鎖の方向であるということを既にお伝えはしており、両者とも御了解をいただいております。

あと、利用者につきましては勤労者ということで、市民の皆様多くの方が対象になると思います。

その方につきましては、個々にはしておりませんが、今後、市報やホームページなど市の広報媒体を活用したり、また、施設等への張り紙等を行うことで周知徹底を行いたいと考えております。

2 点目の継続性についてでございますが、このアセットマネジメント計画に沿って、この勤労者会館にあります機能につきましては文化会館のほうで集約を行い、令和 3 年度より施設の統廃合を図る予定でございます。

議長／20 番江原議員

江原議員／アセットマネジメントで、もう即断という受け止めを私はするんですけど、この利用者団体も含めて、非常に文化会館、継続性として文化会館と言われますが、文化会館の利用を要望したときでも結構つまっているんですよ。

そういう声も聞きます。

ですから、勤労者の福祉の向上のための施設としての十分な役割を担っているわけですから、私はこれ進めるべきではないと同時に、文化会館で対応と言われますが、どういう形で対応できるんですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／現在、施設で利用されていますほとんどにつきましては、会議室等での会議等の利用でございます。

これについて、文化会館等の施設での代替えというふうに考えております。

議長／20 番江原議員

江原議員／いや、だからその具体性です。

この具体性があるのかと。

ただ文化会館と今、言われますけど、具体的にそれが利用できる状況にあるんですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／施設としては当然、文化会館等に会議室等については施設がございますので、それを活用していただきたいと思っております。

議長／質疑通告がっておりますので、12 番池田議員

池田議員／第 99 号議案ですね、同じく。

武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例ですけど、この勤労者福祉会館が設置をされた目的から考えたときに、この廃止後の福祉について、勤労者福祉についてどのような方向で進めようと思っておられるのか。

それと、この廃止条例ですね。

これ建物を廃止するための廃止条例なのか、それとも勤労者福祉をもう廃止する条例なのか。それと先ほども申されました、利用者への説明協議ですね。

これについては、先ほど周知方法を答弁されておりました。

その個別施設計画書のアセットマネジメント計画の中でも、計画のフォローアップについて、これ利用者に対し、代替案など他施設の有効利用について説明を行うものとする。

これ通年で使用許可をいただいておりますシルバー人材センター、南部地協、これも利用者ですよ。

ここに当たってはその代替案、他施設の有効利用についてどのような説明をされたのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、1点目でございます。

目的について、この廃止後の福祉についてでございますが、あくまでも御活用いただける施設を継続してつくるためということで、先ほど申し上げましたとおり、その機能を文化会館のほうに集約いたしまして、今後も活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

2番目でございますが、施設の廃止でございます。

勤労者福祉会館について、この住所に設置している施設を廃止し、普通財産とするものであります。

利用者への説明についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この2者について御説明いたしましたとともに、各市民の利用者の方については、今後市報等での広報等を行いたいと思っております。

最後のフォローアップについてでございます。

この2者について、先ほども申し上げましたとおり、既にお話をさせていただきまして閉鎖する方向で既にお伝えはしておりますし、御了解いただいた上で、各個別に代替えの施設等については見つけていらっしゃるという現状でございます。

議長／12番池田議員

池田議員／他施設を廃止するということで、1回目に言いました、施設の廃止であるならば、この勤労者福祉に対する施策を今後、代替施設等を含めたところでどのように具体的に行っていくかと思っておられるのか。

それと、その施設を廃止するから、この施設の廃止した後は、委員会のほうでしっかりとこ

これは議論をしていただきたいところなんですけれども。

あと、個別に、その入っておられるところが個別に探されていると断言されましたよね。

見つられておりますと断言されましたよね。

例えば、廃止するに当たって場所を代替案を示してそこで決定したのか、それとも、その利用者のほうが見つけれられておられるのか、尋ねます。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／代替えの分についての考えでございます。

一番最初の質問でございますが、先ほど来申し上げますとおり、文化会館のほうにその機能を移したいということで、文化会館のほうは地域社会の文化向上と福祉の増進を図るためということで、設置の中に目的が書かれております。

その中で\*\*\*をするというふうに考えています。

施設の今後、建物の今後、2番目の質問でしたけども、まず3番目の質問をちょっと先にお答えします。

この2者につきましては、先ほど来申し上げますとおり、年間を通しての借用をされております。

通常、賃貸契約を結んで入所をしておられるのであれば、当然代替えのところを私どものほうで見つける必要があるかと思いますが、利用者の方と同じ形で、年間を通じての借用に対して許可ですので、我々としては半年前に来年から借用はできませんよという旨の説明をしております。

実際のところ現在、この2者につきましては、細かい情報までは分かりませんが、ある程度のところを見つけておられるところもあるという情報は伺っております。

すみません、2番目の。

建物ということですか。

池田議員／勤労者福祉政策についてどのように。

古賀営業部長／すみません、勤労者福祉の考え方ということですけども、これは先ほど申し上げました勤労者福祉については、当然、勤労者福祉という個別ではなく、先ほど申し上げましたこの文化会館の条例の中にあります地域社会の文化の向上と福祉の増進を図るためということで、この中で機能を統一して、統廃合をして活用をしていただくというふうに考えております。

議長／12 番池田議員

池田議員／代替のところですね、1 回目は見つけておられますと、はっきり言われたんですよ。

今言われたときは、借用だから賃貸と違って見つけてやる必要はないと。

そこの違いですね。

それと、その借用であることを前提にこの計画のフォローアップ、利用者に対して代替案など他施設の有効利用について説明を行うものとする。

半年前に言いましたと。

説明はしましたと。

じゃあこの中で、その代替案等とか利用に当たっての協議はどのようにされたのか、説明だけで終わったのか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず1 点目ですけども、見つけておられるというふうに伺っておりますのと、私どもの立場としては、私どもが見つけて御紹介する立場ではないということです。

ただ、現状としては見つけておられているというふうに伺っておりますということです。説明ですけども、あくまでも入居者等の形ではございませんので、使用を来年度からはできませんよ、次を探してくださいというふうな御説明だけをしております。

議長／14 番宮本議員

宮本議員／先ほどは委員会の付託表をよく確認せずに申し訳ございませんでした。

それで、今、初めて賃貸の、部屋賃貸だということで、その勤労者福祉政策の一環でシルバー人材センターを入れてあるではないということが分かって、そうだったのかなと、ちょっと思っ取るわけですよ。

そしたら、後を世話する必要もないし、賃貸の契約に基づいてすればいいと思うんですけども、逆にそうなれば、その政策目的はなくなりますけれども、今度一般財産としては残るわけですよ。

その一般財産として賃貸を申し込まれば、そのまま続けられるんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてお聞きします。

議長／古賀営業部長



古賀営業部長／ただいまの質問につきましては、本議案と直接は関係ないため答弁できません。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 18. 第 100 号議案 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

第 100 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番宮本議員

宮本議員／新市建設計画という合併特例債の期限を延長できるということで、それに従って財政計画を見直されたというんですけれども、残り 10 億円程度と思いますけれども、その辺の今までの予定した使い道と変わってくるのか。

その使い道の時間軸も長くなるのかについてお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

これまで、合併特例債を財源としたものにいたしましては、新庁舎やそれから学校施設、障害施設、ドーム建設等に行っております。

残り起債、議員おっしゃるとおり、約 10 億円程度ございますけど、今後、朝日公民館等をはじめ、活用してまいりたいと。

議長／ほかにございませんね。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 19. 第 101 号議案 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用についてを議題とい

たします。

第 101 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 20. 第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 16 回）を議題といたします。

第 102 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があつておりますので、まずこれを許可いたします。

11 番松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／歳出 2 款の総務費、企画費の 2 目、地域振興費 18 節の地域の絆交付金 1 億 215 万 9,000 円についてお尋ねをさせていただきます。

通告をさせていただいておりますので、4 点、確認をさせていただきます。

国の地方創生臨時交付金の活用事例も 109 事例を示されておりますけれども、もう少し厳格化が必要ではないかというふうな思いもさせていただいている中で、予算参考資料の中で、この事業は地域で自由に使えるというふうな形での説明も受けたところでありますけれども、まず 1 つ目に、交付金の使途、使い道には制約はつけていないのかどうか。

行政、区の自由裁量と理解していいのか、確認をさせていただきます。

2 つ目に、市内 107 区の交付金となっておりますけれども、例えば若木町ではまちづくり、町の委員会がありますから、もうまとめて町で何かをやっていこうというような形での町のそういう裁量が可能かどうか。

3 つ目に、絆交付金は均等割 50 万円、それから人口割 1 人 1,000 円ということで予算が組まれているようでありまして、人口割 1 人 1,000 円を\*\*\*一律配分と思いますけれども、均等割 50 万円については、例えば行政区内に 50 人しかいらっしやらないと、1 人当たり換算すると 1 万円。

同じく行政区に 500 人いらっしやったところは、1 人頭月 1,000 円ということで、10 分の 1 の配分になるというふうに思います。

そういった中で区内の人口によって差が生じるようではございますけれども、この均等割 50 万円に設定された根拠をお示しいただければと思います。

最後に、今から年度内となるともう 3 か月余りになりますけれども、今から地域でどう使うかということになってきますと、なかなか事業に間に合わない、来年度ということになって

くるかと思う。

来年度の繰越しというような形での対応も可能かどうか、4つ、よろしく願いいたします。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／おはようございます。

今、議員のほうから4点、質問をいただきました。

まず1点目でございます。

この武雄市地域絆交付金、こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを財源としております。

こちらの国の交付金の目的、コロナの対応、さらにはコロナでの将来を見据えた取組、こういったものの目的、こういう旨を御理解いただき、地域の創意工夫で自由に使える活動費を交付するものとなっております。

ただし、個人への現金配付、1人当たり幾らかをずっと配付する、こういったものは想定しておりません。

2点目の107行政区への交付と、話合いで町全体の活用といったところでございますが、地域コミュニティ活動の継続を目的としております。

今回、交付対象を市内107行政区としているところでございます。

そういったところから、町単位での活用、こちらは想定していないところでございます。

3点目、均等割50万円の設定根拠というところでございます。

根拠と言いますか、考え方ということでお示ししてまいりたいと思いますが、この均等割50万円は、地区の集会所等共有のスペース等があるかと思えます。

こういったところへ間仕切りそれから空気清浄機、コロナ対策として購入する機器の購入などに、区民数にかかわらず必要となるもの、こういうのを想定しております。

また、人口割額1人1,000円につきましては、区民お一人お一人がコロナ対応、感染予防対策、こういうものに当てる、フェイスガード、消毒液、こういうものを区民数に応じて必要となるものを想定しております。

最後に4点目、来年度の繰越しということになろうかと思えます。

こちらに関しましては議員御指摘のとおり、本年度、残り3か月ぐらいになりますので、活用につきましてはどのような活用が間に合わないとか、そういうものもあろうかと思えますので、将来への備えといったところから、翌年度の繰越し、こちらのほうを想定しているところでございます。

議長／14番宮本議員

宮本議員／それでは、まずは企画総務費のふるさと納税に関する件ですけども、今回、大きく売上げが伸びたということで、その原因はポータルと特産品の開発ということで、それが大まかにポータルがどのくらいなのか、特産品がどのくらいで、その特産品の開発というのを結構してあるかなと思うんですけども、それはどういうものになるのかが1点です。

それと、その企画総務費の交通事業者への継続支援事業です。

これに割り振りの金額が決まっておりますが、今、タクシーが8時で以前に来ないとか、12時以降来ないといって、結構そっちのほうにお金を振り向けなんといかんかなと思うんですけども、そのお金の割り振りについての考え方をお聞きします。

次は、衛生費の宅配ボックスの件ですけども、600万打ち切りってなっております。

今、衛生費\*\*\*衛生費、環境衛生費ですよ、宅配ボックスですね、600万。

今、新築アパートが結構できておりますので、1つで20戸とか、そういうところがぱんぱんと新築のときにつけられると、すぐなくなるような気がしますけども、その辺の制限っていうんですかね、その辺についてどうお考えかお聞きします。

そして、今度は土木費の主要道路の整備費が国の交付金が減ったので相当、新幹線の伴っても9,000万円、主要道路も9,000万円ということで減っておりますけども、その影響はこういうふうになっていくのかについてお聞きします。

それと、土木費の河川維持費の中で若木町の固定堰を円筒堰(?)に変えるということで、600万ぐらいでその円筒堰(?)できるのかなということと、ちょっと以前に見に行ったら、もう固定堰はなかったような気がしていますけども、この固定堰解体とかそういう部分はこれに入っていないのかについてお聞きします。

続いて、教育費の体育施設の新球場の件についてです。

いよいよ工事が着工するということですけども、問題はその地盤が本当に斜めの斜面のところでくいをたくさん打たんといかんし、その辺の地盤調査を以前にされておりますけども、その結果をはっきり教えてもらわんと、後先また\*\*\*ということになりますので、その地盤調査の結果はどうなっているか、以上お聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まず、1点目のふるさと納税の増額理由ということでございますけど、昨年度までは寄附サイト1つしかございませんでしたが、今回から4サイトで運営をしております。

それからもう一点につきましては、返礼品の数につきましても100ほど増やされております。特に最近では牛肉、これからはお米の返礼品が増えてくるわということで増額理由としてお

ります。

それから、交通事業者への継続支援事業につきましての割り振りでございますけど、バスにつきましては20万、それから普通車両については10万、軽は6万。

中身につきましては、車両の自動車継続経費検査(?)にかかる費用ということで想定しております。

それから、新球場につきましてですけど、地盤調査の必要といたしますか、地盤調査をして、その結果のもとに基礎のくい等を検討しておりますので、これについては大丈夫かというふうに考えております。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／宅配ボックス購入補助鐘について回答いたします。

議員からの御質問は600万の予算でアパート等からの申請があった場合、予算が足るかというふうな御質問だと思っております。

アパートに住まわれている方についても、この補助の対象でございます。

しかしながら、アパートの事業者ではなく、入居者のほうからの申請というふうに考えております。

今回600万を計上させておりますが、申請の状況を踏まえながら今後対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／まちづくりですけど、まず1点目の8款2項3目の主要道路事業についてということですけど、これに関する主要道路については市街地部と、あと周辺部の道路整備になりますので、この辺については今回は内示がちょっと落ちておりますけど、計画的に進めている段階です。

駅周辺部の都市計画の事業については、要望に沿った事業費大体ついてるところでございます。

あと、8款3項河川維持費になりますけど、固定堰が分からないということでしたけど、これについては旧国道の498号に沿ったイチバンボ川という市河川があるんですけど、その旧国道から北側に伸びる道路がありまして、その下のところに一部固定堰がありまして、その分を撤去して、今度新たに円筒堰(?)に改修するという事業でございます。

議長／20番江原議員

江原議員／松尾議員の言われたページ、一緒ですが、7ページ。

ふるさと納税業務委託料、この事業名と住所を示してください。

それと、18の負担金、九州新幹線鉄道建設負担金。

これ県との折り合いがつかなくて、今回補正になっているわけですけど、この間、県との折衝の中で額が決まったということを申されていましたが、当初想定された建設費の負担増ですよ。

5,000億円が6,198億円、これだけ増えたということでのその調整だったのかどうなのか。

県との経過を踏まえて、この説明をお願いします。

2点です。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／報償費の委託先でございますけど、委託事業者は大平商会（？）さんでございます。

住所につきましては、武雄市北方町大字志久1246番地でございます。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／新幹線の負担金についての御質問ですけど、これにつきましては6月議会以降、佐賀県や鉄道運輸機構との内容を確認を行っております。

平成31年度に認可変更が行われておりまして、全体事業費が当初の5,000億から6,400（？）億円の増額となっております。武雄市区間の事業対象分として93億円の増額分が明確に説明があっておりませんでした。

その分の正式に説明があっておりまして、その増額の要因としては具体的に消費税とか、国道部分の特殊工法、そういう防音対策、地域に\*\*\*工法を用いたということで、新たに93億円の増額要因が把握できております。

これまでの説明にあったように、市の当初、負担額が5.7億円だったのが現在その精査によりまして、2.8億円となることで、私たちも理解をしたところでございます。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 21. 第 103 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 103 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 22. 第 104 号議案 令和 2 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 104 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 23. 第 105 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 24. 第 106 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑はございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 25. 第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 17 回）を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 17 回）について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症予防対策として公共施設への加湿器の整備とひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を速やかに行うためのものです。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 3,870 万 6,000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 336 億 5,691 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条では、公共施設加湿器整備事業について、繰越明許費をお願いしております。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

2 款総務費では、公共施設への加湿器の購入に要する経費を計上しております。

3 款民生費では、ひとり親世帯の負担軽減のためのひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に要する経費を計上しております。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 107 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。



本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。